

都城市下水流児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市下水流児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人桜ます

(2) 代表者名

川内 智代子

(3) 所在地

都城市山之口町富吉4410番地

(4) 設立年月日

平成30年6月5日

(5) 従業員数

20名

(6) 業務内容

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの復興を図る活動

環境の保全を図る活動

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動

2. 指定期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市下水流児童館 (都城市下水流町3252番地2)	敷地面積：596㎡ 延床面積：195.43㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第8条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和5年5月10日	第1回選定委員会開催
令和5年6月1日～令和5年7月21日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
令和5年7月5日	事前説明会
令和5年7月10日～令和5年7月21日	申請書類受付
令和5年8月30日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
令和5年9月29日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	民生委員	1人
施設利用者代表		1人
市課長職		2人

(3) 選定理由

令和5年5月10日及び8月30日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人桜ますが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・連絡協議会を定期的を実施し、各種連携団体・機関と情報共有を行う提案がされていること。
- ・環境基本方針が策定されており、それに基づき施設の運営が行われており、リサイクル品を用いた工作など、エコ活動も実施していること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・利用者の利便性向上のため独自で駐車場スペースの確保を行っていること。
- ・HP、SNS等を活用して情報発信を行う提案がされていること。
- ・こどもの気持ちに寄り添った支援を提供するような提案がされている。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・これまでの実績に基づいた提案となっていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・児童クラブも受託しており、そのことにより職員の流動性を高め、職員数の確保がされていること。
- ・地域住民、民生委員、南九州大学等との連携がされていること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・地域の方を招待した行事のイベントを開催する提案がされていること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・子ども達一人ひとりの意見や話をしっかり聞くことや子ども達で組織するボランティアの提案があり、様々な経験が期待できる。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること、その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準に関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・これまでの実績に応じた提案となっている。
- ・子ども達で組織するボランティアの提案があり様々な経験が期待できる。
- ・コロナ禍前は地域の団体と連携して行事を開催していた。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当 たり配 点	審査内容
		特定非営利 活動法人桜 ます			
1. 市民の平等な利用が確保されること	175	122.0	管理運営方針等	15	市の管理方針を認識しているか。
					公の施設の設置目的を理解しているか。
					環境に配慮した取り組みをしているか。
			平等利用	10	利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。
相談や苦情等の対応が提案されているか。					
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	266	180.4	利用の促進	21	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。
					利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。
					関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
			サービス・利便性の維持向上	17	利用する児童や子育て当事者の声を聴き、適切に反映させる仕組みや、利用者サービスの向上について提案がされているか。
					施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。
					施設の設備、機能等の有効活用について、提案されているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	70	48.0	経費配分	10	適正な経費配分の考え方について提案されているか。

4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	329	216.8	物的能力	20	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。
					類似施設を良好に運営した実績があるか。
					収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
					収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
			人的能力	27	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
					利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。
					業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。
					個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。
まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性。	10	地域貢献	10	地域雇用の考え方が示されているか。	
				地域貢献の取り組みが示されているか。	
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	210	138.0	児童の育成	30	子どもの発達の特徴を理解し、発達過程に応じた児童の健全育成に関する方針が提案されているか。
					児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
					公の施設を管理するに当たりアピールしたいことが示されているか。
合計	1120	752.2		160	
(参考)：提案金額(単位：千円)		5,598	(令和6年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。